

動産(土地や建物)の所有者が亡くなった場合の相続登記の申請が義務化されています。

相続(遺言による場合も含む)によって不動産を取得した相続人は、所有権を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請をしなければなりません。

これは、令和6年3月31日以前に死亡した人の相続についても適用されます。

また、遺産分割協議の成立により、不動産を取得した相続人は、遺産分割協議が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記の申請をしなければなりません。

なお、正当な理由がないにもかかわらず登記申請をしなかった場合には、10万円以下の過料が科せられることがあります。

詳しくは、法務省のホームページ『所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し』をご覧ください。

●ホームページ／https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html

相続土地国庫帰属制度について

問い合わせ
用地地籍係

相続した土地について、『遠くに住んでいて利用する予定がない』などの理由により、土地を手放したいというニーズが高まっています。

このような土地が管理されないまま放置されることで『所有者不明土地』が発生することを予防するため、相続または遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする『相続土地国庫帰属制度』があります。

詳しくは、法務省のホームページ『相続土地国庫帰属制度について』をご覧ください。

●ホームページ／https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00454.html



追悼式

戦没者追悼式を行います

問い合わせ
地域支援係
53-3333

過ぐる戦役における厚岸町関係戦没者に対し、全町民が追悼の誠を捧げ、平和の誓いを新たにするため厚岸町戦没者追悼式を行います。

どなたでも参加できますので、皆さんの参加をお待ちしています。

●日時／10月5日(土)10時から

●場所／社会福祉センター



第22回厚岸町障害者(児)「こころ福祉21」ふれあいフェスティバル

開催

福祉への理解を一層深めてもらうことを目的に『第22回厚岸町障害者(児)ふれあいフェスティバル「こころ福祉21」』を開催します。

このイベントは、ノーマライゼーション理念のもと、障がいの有無によって分け隔てられることなく、いきいきと共生する社会の実現を目指し、福祉に関わる人たちと交流し理解を深めることができる機会として開催しており、今年で22回目を迎えます。

当日は午後からの半日開催で、保育所園児による手話の歌、簡単な手話を交えた寸劇やパントマイムのステージ披露のほか、福祉に関わる団体などによるポスターセッション(日頃の活動報告)を行います。

また、会場内では町内の就労訓練事業所の生産品販売も行いますので、皆さんお誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。



●日時／11月3日(日)13時30分から

●会場／社会福祉センター

●問い合わせ／厚岸町障害者(児)ふれあいフェスティバル「こころ福祉21」実行委員会事務局(障がい福祉係) ☎53-3333